

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和4年6月3日
宮崎県教育委員会

県下全域の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、全ての県立学校における感染防止の対応を以下のとおりとする。

◎ 今後の対応【6月6日（月）から当面の間】

- 学校における感染防止対策については、基本的な対策に加え、これまでの知見等を踏まえた対策に引き続き取り組むこと。
- マスクの着用については、衛生管理マニュアルに基づき適切に行うこと。
- 部活動及び寮の対応については、別紙の事務連絡を参照すること。

1 感染対策

(1) 学校における感染対策について

- ・ 検温、マスク、手洗い等の基本的対策に加え、これまでの知見等を踏まえた対策（十分な換気、学習用具の共同使用上の注意等）について、地域や学校の感染状況を踏まえ児童生徒や教職員が共通理解をした上で取り組むこと。
- ・ 感染リスクの高い教科活動は適切な感染対策を行った上で実施すること。
- ・ 給食等においては、食事前後の手洗いを徹底し、飛沫を飛ばさないよう（机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど）対応すること。また、弁当を持参する場合なども、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫すること。食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。

(2) マスクの着用について

令和4年5月27日付事務連絡「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」を参照すること。

2 学校において感染者が確認された場合の対応

以下を参照して対応すること。

- ・ 保健所業務の重点化に係る新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の特定の変更について（令和4年5月9日付 特別支援教育課 事務連絡）
- ・ 保健所機能の重点化に伴う新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者特定の取扱い等の変更について（令和4年5月10日付 高校教育課 事務連絡）

3 部活動の対応

部活動については、別紙1の令和4年6月3日付け事務連絡を参照すること。

4 寮及び寄宿舍の対応

寮及び寄宿舍の対応については、別紙2の令和4年6月3日付け事務連絡を参照すること。

5 その他

- ・ 本対応は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～2022.4.1 Ver.8（文部科学省）を基に示している。
- ・ 上記の対応は、6月2日（木）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応を変更する可能性もある。
- ・ 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。